

八戸市子ども・子育て会議について

1 設置目的

当会議は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、当市の子ども・子育て支援施策の推進を図ることを目的として、平成 25 年 7 月に設置。

2 職務

- ① 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
 - ア 特定教育・保育施設の利用定員を定めるにあたり意見を述べること。
 - イ 特定地域型保育事業の利用定員を定めるにあたり意見を述べること。
 - ウ 市町村子ども・子育て支援事業計画策定に関し意見を述べること。
 - エ 市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- ② 市が実施する児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策を調査審議し、その結果を答申すること。

※次世代育成支援行動計画の調査審議・進行管理を行うこと。

※特定教育・保育施設

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）のうち、施設型給付費の支給対象となる施設。

※特定地域型保育事業

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）のうち、地域型保育給付費の支給対象となる事業。

3 組織等

- ① 委員は、18 人以内で組織する。
- ② 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - ・子どもの保護者
 - ・子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - ・子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - ・公募に応じた者
 - ・関係行政機関の職員
 - ・その他市長が必要と認める者
- ③ 委員の任期は 3 年以内とする。
- ④ 専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

4 八戸市健康福祉審議会との一体的な推進

八戸市健康福祉審議会と相互に資料を提供する等、健康福祉施策との一体的な推進が図られるよう配慮しなければならない（条例第9条に規定）。

（具体的な配慮の例）

ア 健康福祉審議会において、互いの審議内容について情報共有を図る。

イ 必要に応じて、健康福祉審議会の各部会へ出席し情報交換を行う。

5 会議の運営

別紙「八戸市子ども・子育て会議運営要綱」に基づき、次のとおり運営する。

(1) 開催の通知

会議を招集しようとするときは、あらかじめ、招集日時、招集場所、会議の議題及び会議資料を委員に通知する（招集日の1週間前を目途に通知）。

(2) 委員の代理出席

次の委員が会議に出席できないときは、あらかじめ申し出た場合に限り、代理出席を認める。

①子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

②関係行政機関の職員

代理出席者は、議長が求めた場合に限り発言することができる。また、採決には参加できないものとする。その他、報酬は支給しない。

(3) 会議の公開、議事録等

会議は、公開とする。ただし、公開することにより審議に支障を及ぼすおそれがある場合については、非公開とすることができる。

議事録及び配付資料は、公開とする。ただし、公開することにより審議に支障を及ぼすおそれがある場合については、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(4) 会議の秩序維持

会議における秩序の維持のため、傍聴人の退席を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(5) 庶務

こども未来課において処理する。

6 これまでの審議内容

(1) 平成25年度の主な審議内容（4回開催）

- 八戸市次世代育成支援行動計画の実施状況について
- 八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査の実施・結果について
- 教育・保育提供区域の設定について

(2) 平成26年度の主な審議内容（9回開催）

- 条例の制定について
 - ・八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
 - ・八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ・八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

- 八戸市子ども・子育て支援事業計画に掲載する「量の見込み」「確保方針」について
- 八戸市次世代育成支援行動計画の実施状況について
- 第2期八戸市次世代育成支援行動計画（八戸市子ども・子育て支援事業計画を含む）の策定について
- 保育料の設定について

(3) 平成27年度の主な審議内容（2回開催）

- 八戸市次世代育成支援行動計画の実施状況について
- 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）について
- 特定教育・保育施設の利用定員について
- 保育利用調整基準の一部改正について
- 平成28年度の子育て支援策について
 - ・地域子ども・子育て支援事業の実施予定について
 - ・保育料について
 - ・児童扶養手当額について
 - ・乳幼児等医療費給付事業の拡充について

(4) 平成28年度の審議内容（5/24日開催）

- （仮称）八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について
- （仮称）八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について
- 八戸市子ども・子育て会議条例の一部改正（案）について

八戸市子ども・子育て会議（２期目） 委員一覧

任期：平成２８年７月２９日～平成３１年７月２８日（３年）

区 分	団体・役職		氏 名
学識経験者	八戸市健康福祉審議会	会長	坂 本 美 洋
	八戸学院大学健康医療学部人間健康学科	教授	関 川 幸 子
事業従事者	八戸市小学校長会	副会長	田 中 眞理恵
	八戸市私立幼稚園協会	理事	山 下 久美子
	八戸市保育連合会	顧問	椛 沢 早 苗
	全国認定こども園協会	理事	田 頭 初 美
	八戸私立保育園協議会	会長	田 中 正 子
	八戸市社会福祉協議会	事務局次長	馬 場 信 一
	八戸市民生委員児童委員協議会	主任児童委員 部会長	福 士 政 子
	八戸市手をつなぐ育成会	会長	川 村 暁 子
	特定非営利活動法人はちのへ未来ネット	代表理事	平 間 恵 美
子どもの保護者	小学校入学児童の保護者	保護者	田名部 智 之
	幼稚園入所児童の保護者	保護者	風 穴 雄 亮
	保育所入所児童の保護者	保護者	荒 谷 美由紀
公募に応じた者	公募		根 城 隆 幸
	公募		出 町 昌 子
関係行政機関の職員	三八地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室（八戸児童相談所）	総室長	久保杉 嘉 衛

○八戸市子ども・子育て会議条例

平成25年6月17日条例第31号

八戸市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、八戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(職務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について調査審議し、その結果を答申する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策について必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 公募に応じた者

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第5条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき子ども・子育て会議の会長の職務は、市長が

行う。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料の提出の要求等）

第8条 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（配慮事項）

第9条 子ども・子育て会議は、その運営に当たっては、八戸市健康福祉審議会（八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）第32条第1項に規定する八戸市健康福祉審議会をいう。）と相互に資料を提供する等、健康福祉施策（同条例第2条第5号に規定する健康福祉施策をいう。）との一体的な推進が図られるよう配慮しなければならない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「健康福祉審議会の委員」を

「健康福祉審議会の委員

に改める。

子ども・子育て会議の委員」

（八戸市健康と福祉のまちづくり条例の一部改正）

- 4 八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「計画」の次に「（八戸市子ども・子育て会議条例（平成25年八戸市条例第31号）第2条に規定する八戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の職務に係る計画を除く。）」を加える。

第32条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 審議会は、その運営に当たっては、子ども・子育て会議と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の円滑な推進が図られるよう配慮しなければならない。

八戸市子ども・子育て会議運営要綱

平成 25 年 7 月 29 日

八戸市子ども・子育て会議決定

（開催の通知）

- 第1条 会長は、八戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、招集日時、招集場所、会議の議題及び会議資料を委員に通知するものとする。
- 2 前項に規定する通知は、招集日の1週間前を目途に通知するものとする。

（委員の代理出席）

- 第2条 会長は、八戸市子ども・子育て会議条例（平成25年八戸市条例第31号）第3条第2項第2号又は第5号の規定による委員が会議に出席できないときは、あらかじめ申し出た場合に限り、代理出席を認めるものとする。
- 2 前項の規定により代理出席した者は、議長が認めた場合に限り発言することができるものとし、また、採決には参加できないものとする
- 3 代理出席した者には、報酬を支給しない。

（会議の公開）

- 第3条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

（議事録）

- 第4条 会議における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席した委員の氏名（代理出席の場合は、その旨を含む。）
 - (3) 議事となった事項
- 2 議事録及び配付資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（会議の秩序維持）

- 第5条 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月29日から施行する。